

亀山市告示第27号

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成18年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「亀山市ファミリーサポートセンター入会申込書」を「亀山市ファミリーサポートセンター入会申込書（援助提供者用）」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同様式を様式第1号（その1）とする。

様式第1号（その2）を次のように改める。

様式第1号（その2）（第4条関係）

年 月 日

亀山市ファミリーサポートセンター入会申込書（援助依頼者用）

亀山市長 様

申込者 氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申し込めます。

ふりがな				郵便番号		
氏名				住所		
				電話番号		
				F A X		
				緊急連絡先		
生年月日				メールアドレス		
勤務先	勤務先名					
	勤務先住所					
	勤務先電話番号					
対象児童	ふりがな	性別	生年月日	在園(学)施設名		
	氏名					
	かかりつけ病院		TEL			
	病気・アレルギー等					
援助希望内容						
同居家族	配偶者(有 無) その他()					

様式第2号の表面中「亀山市ファミリーサポートセンター会員証」を「亀山市ファミリーサポートセンター会員証（援助会員）」に、「会員番号」を「援助会員番号」に、「亀山市ファミリーサポートセンターの会員」を「亀山市ファミリーサポートセンターの援助会員」に改め、同様式の裏面中「依頼及び」を削り、同様式を様式第2号（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（その2）（第5条関係）

（表）

亀山市ファミリーサポートセンター会員証（依頼会員）	
依頼会員番号	氏名
生年月日	年 月 日
上記の者は、亀山市ファミリーサポートセンターの依頼会員であることを証明します。	
年 月 日	
亀山市長	
印	

（裏）

注 意 事 項	
1 相互援助活動を受ける際は必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは提示すること。	
2 相互援助活動の報酬の支払いについてはセンターの会則に従うこと。	
3 この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡すること。	
4 この会員証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	
5 退会をするときは必ず会員証を返還すること。	
6 相互援助活動の依頼は、アドバイザー又はサブリーダーを通して行うこと。	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に交付されているこの告示による改正前の様式第2号による
亀山市ファミリーサポートセンター会員証は、この告示による改正後の様式第2号
(その1)又は様式第2号(その2)による亀山市ファミリーサポートセンター会員
証とみなす。